

6月23日～6月29日

「男女共同参画週間」

特集

男女共同参画とは？

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の事です。

「男女共同参画社会基本法」では、国・地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには行政だけでなく、住民のみなさん一人ひとりの取組が必要です。

男女共同参画パネル展示を開催

役場1階ロビーにおいて、「男女共同参画のキホン」をテーマにパネル展示を行います。

自分では気付かない性差別意識や男女の不平等など、男女共同参画の知っておきたい情報を分かりやすくパネルで紹介します。

▶とき 6月23日(金)～29日(木)(土日除く)
午前8時30分～午後5時15分

令和5年度 内閣府男女共同参画週間キャッチフレーズ
無くそう思い込み、守ろう個性、みんなでつくる、みんなの未来。

知っていますか？

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

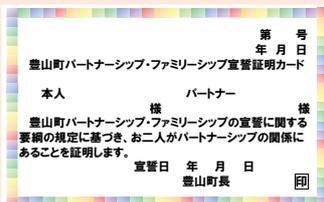
一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であることを宣誓し、町が「証明書」と「証明カード」を発行する制度です。宣誓をした人に、家族として暮らしている未成年の子どもがいるときは、その子どもも家族である「ファミリーシップ関係」として証明します。

法的効力はありませんが、カード提示で町営住宅または県住宅供給公社住宅に入居の際に夫婦同様の扱いとなります。民間でも受けることができるサービスが増えていきます。

証明書



証明カード



ガイドブック



手続きの詳細は、ガイドブックをご確認ください。
ガイドブックや証明書は町ホームページで確認、ダウンロードすることができます。

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 検索



令和4年9月に導入して、
これまでに3組の方に
証明書を発行したよ!

